

# 電気事業法第 107 条の規定に基づく 立入検査の結果

令和 2 年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおりです。

## 凡例

法：電気事業法

施行規則：電気事業法施行規則

報告規則：電気関係報告規則

電技省令：電気設備に関する技術基準を定める省令

電技解釈：電気設備の技術基準の解釈

火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

水技省令：発電用水力設備に関する技術基準を定める省令

風技省令：発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

太技省令：発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

お問い合わせ先：九州産業保安監督部 電力安全課  
メールアドレス：[bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp](mailto:bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp)  
電話番号：092-482-5519

## 【水力発電所】立入検査実施件数 1件

○指摘事項 なし

## 【火力発電所】立入検査実施件数 3件

○指摘事項 なし

## 【風力発電所】立入検査実施件数 4件

○電気事業法等関係法令に違反する指摘事項 なし

○自然災害により電気事故が発生した事業場に対する指摘事項  
(2事業場)

主な指摘事項	根拠条文など
<ul style="list-style-type: none"><li>・一般公衆への二次災害防止等の安全対策を適切に講じること。</li><li>・破損したブレード飛散物等の電気工作物は速やかに撤去すること。</li><li>・損傷部位が残存している事故機の安全対策を早期に実施すること。</li><li>・原因を究明し、詳報提出時に報告すること。</li><li>・地元からの要望等には真摯に対応し、必要に応じて説明すること。</li></ul>	

## 【太陽電池発電所】立入検査実施件数 7件

○電気事業法等関係法令に違反する指摘事項 なし

○自然災害により電気事故が発生した事業場に対する指摘事項  
(7事業場)

主な指摘事項	根拠条文など
<ul style="list-style-type: none"><li>・感電防止対策を適切に講じること。</li><li>・破損した太陽電池モジュール等の電気工作物は速やかに撤去すること。</li><li>・原因を究明し、詳報提出時に報告すること。</li><li>・地元からの要望等には真摯に対応し、必要に応じて説明すること。</li></ul>	

## 【送変電設備、配電設備】立入検査実施件数 0件

【需要設備】 立入検査実施件数 0件

【登録調査機関】 立入検査実施件数 2件

○指摘事項 なし